

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	郵船ロジスティクス株式会社 (旧会社名 郵船航空サービス株式会社)
【英訳名】	Yusen Logistics Co.,Ltd. (旧英訳名 Yusen Air & Sea Service Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長社長執行役員 倉本 博光
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【縦覧に供する場所】	郵船ロジスティクス株式会社中日本営業本部名古屋輸入支店 (愛知県常滑市セントレア三丁目15番1号) 郵船ロジスティクス株式会社西日本営業本部 (大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目5番2号) 郵船ロジスティクス株式会社西日本営業本部神戸支店 (兵庫県神戸市東灘区向洋町東四丁目16番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注) 1. 平成22年6月29日開催の第56期定時株主総会の決議により、平成22年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
2. 平成22年10月1日から本店所在地 東京都中央区日本橋箱崎町30番1号が上記のとおり移転しております。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員 倉本 博光は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結営業収益の概ね2/3に達する事業拠点を中心に、重要な事業拠点として選定し、当該事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、営業収益、営業原価、営業未収入金等に至る業務プロセスを対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要性の高い業務プロセスについては、個別に評価対象に追加いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。